

令和5年度東京港における物流機能（鉄道輸送）強化事業補助金交付要綱

（制定） 令和5年3月24日付4港経振第481号

（通則）

第1条 令和5年度東京港における物流機能（鉄道輸送）強化事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）及び東京都補助金等交付規則の施行について（昭和37年12月11日付37財主調発第20号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（目的）

第2条 この要綱は、国際海上コンテナ（ISO規格）（以下「海上コンテナ」という。）で輸送される貨物を国内鉄道用コンテナに詰め替えて鉄道輸送を行う、又は国内鉄道用コンテナから海上コンテナに詰め替えて鉄道輸送を行う民間事業者に対し、東京都が補助金を交付することにより、東京港における物流機能（鉄道輸送）を強化することを目的とする。

（補助対象事業）

第3条 補助対象事業は、次のとおりとする。

- （1）東京港で輸入される海上コンテナ貨物を、東京港のコンテナフレートステーション（Container Freight Station。以下「CFS」という。）等において国内鉄道用コンテナへと詰め替えを行い、東京貨物ターミナル駅からの鉄道輸送を経て、最終目的地へ輸送する事業
- （2）国内鉄道用コンテナ貨物を出発地から最寄駅へ輸送後、東京貨物ターミナル駅へ鉄道輸送し、東京港のCFS等において海上コンテナへと詰め替えを行い、東京港から輸出する事業

（補助事業の対象貨物）

第4条 補助事業の対象となる貨物は、次のいずれかの貨物とする。

- （1）東京港で輸入される海上コンテナ貨物であって、東京港のCFS等において、海上コンテナから国内鉄道用コンテナへと詰め替えを行い、鉄道で輸送する貨物
- （2）国内鉄道用コンテナ貨物であって、東京港のCFS等において、国内鉄道用コンテナから海上コンテナへと詰め替えを行い、東京港から輸出される貨物

2 前項に掲げる貨物は、次の要件を全て満たすものとする。

- （1）東京貨物ターミナル駅を鉄道輸送の発着駅として利用すること
- （2）1本の海上コンテナ貨物を全て国内鉄道用コンテナに詰め替えること、又は複数の

国内鉄道用コンテナ貨物を全て1本の海上コンテナに詰め替えること

(補助対象者等)

第5条 補助対象事業者等は、十分な資力、信用、技術能力等を有するとともに、国内に事務所又は事業所を有し、1年以上業務を継続している法人又は個人の事業者で、鉄道コンテナ輸送を依頼する者又は営む者とする。

2 次に掲げる団体は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

(1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるもの

(補助対象期間)

第6条 補助事業期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、令和5年度東京港における物流機能（鉄道輸送）強化事業補助金交付申請書（別記第1号様式）及び誓約書（別記第2号様式）に、東京都知事（以下「知事」という。）が必要と認める書類を添えて、別に定める日までに、知事に提出するものとする。

(補助金の交付決定及び通知)

第8条 知事は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、東京都の予算の範囲内で補助金の交付を決定する。

2 補助金の額については、1FEU当たり20,000円を補助するものとし、輸送量に基づき算定した額で交付決定を行うこととする。

3 知事は、補助金の交付決定をしたときは、その旨を令和5年度東京港における物流機能（鉄道輸送）強化事業補助金交付決定通知書（別記第3号様式）により速やかに申請者に通知する。

4 知事は、交付決定に当たっては必要な条件を付する。

(補助対象事業の変更等の承認申請)

第9条 補助対象事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、前条第3項の規定による補助金の交付決定の通知を受けた後、補助対象事業の内容を変更しようとするとき又は補助対象事業の全部若しくは一部を中止しようとするときは、令和5年度東京

港における物流機能（鉄道輸送）強化事業補助金（変更・中止）承認申請書（別記第4号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助対象事業の変更等の承認及び通知）

第10条 知事は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、その内容を適当と認めるときは、東京都の予算の範囲内でこれを承認する。

2 知事は、前項の承認をしたときは、令和5年度東京港における物流機能（鉄道輸送）強化事業補助金（変更・中止）承認通知書（別記第5号様式）により、前条の申請をした補助事業者へ通知する。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助金に係る四半期ごとの事業の実績について、事業実績報告書（別記第6号様式）を作成し、知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助金に係る事業が完了した後、速やかに令和5年度東京港における物流機能（鉄道輸送）強化事業補助金最終実績報告書（別記第7号様式）を作成し、必要な書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第12条 知事は、前条の報告書の提出があったときは、当該報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容が適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、令和5年度東京港における物流機能（鉄道輸送）強化事業補助金確定額通知書（別記第8号様式）により速やかに補助事業者に通知する。

（補助金の支払及び請求）

第13条 知事は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後、補助金を支払うものとする。

2 補助事業者は、補助金の支払を受けるため、前条による確定額通知を受けた後、速やかに請求書（別記第9号様式）を知事に提出するものとする。

（決定の取消等）

第14条 知事は、補助金の交付の決定後、次の各号の一に該当すると認められる場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は補助金の交付を受けたとき。
- （2）補助金を他の用途に使用したとき。
- （3）補助対象事業を中止し、又は廃止したとき。
- （4）交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その

他の従業者若しくは構成員を含む。)が、暴力団員等に該当するに至ったとき。

(5) その他補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの要綱に基づく命令に違反したとき。

2 知事は、補助事業者が前項第1号、第2号、第4号又は第5号に該当した場合、補助事業者等の名称及び不正の内容を公表することができる。

(補助金の返還)

第15条 知事は、前条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときも、期限を定めて返還を命じるものとする。

2 第12条の規定により交付すべき補助金を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときもまた同様とする。

(違約加算金)

第16条 補助事業者は、第14条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部が取り消され、その返還が命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領日の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95%の割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

2 前項の規定により違約加算金の納付が命ぜられた場合において、納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金)

第17条 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納付日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95%の割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

2 前項の規定により延滞金の納付を命ぜられた場合において、返還を命ぜられた補助金の未納額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納額は、その納付額を控除した額によるものとする。

(他の補助金等の一時停止等)

第18条 補助事業者が、補助金の返還を命ぜられたにも関わらず、当該補助金、違約加

算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、知事は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納額とを相殺するものとする。

(帳簿の保存)

第 19 条 補助事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助対象事業の完了した日の属する東京都の会計年度の終了後 5 年間保存しておかなければならない。

(調査等)

第 20 条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対して必要な報告をさせ、又は職員に帳簿、書類等を調査させることができる。

(その他)

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項については、知事が定めるものとする。

附則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。